

議案第90号 三田市まなびと交流・共創施設条例の制定について

三田駅前Cブロック地区第一種市街地再開発事業で整備される商業棟内に「三田市まなびと交流・共創施設」を設置するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、設置及び管理に関する条例の制定について議会の議決を求めるもの。

1 設置する施設の概要

(1) 施設の位置

三田市駅前町1008番

(2) 使用時間

平日 午前9時から午後9時まで

土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後6時まで

(3) 休所日

12月29日から翌年1月3日まで

(4) 業務

ア 職業能力の開発及び向上等の生涯にわたる学びの支援に関すること。

イ 世代又は属性を超えた交流の推進に関すること。

ウ 起業、創業及び地域活動に対する意識の醸成に関すること。

エ 事業者及び高等教育機関等との連携及び地域情報の提供等による活動支援に関すること。

オ 三田駅周辺を起点とした地域社会の活性化に関すること。

カ 上記のほか施設の設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 制定する条例の内容

(1) 共創施設の設置目的及び概要（第1条～第6条）

(2) 施設の使用許可等に係る規定及び使用料の額（第7条～第18条）

(3) 指定管理者による施設運営（第19条～第21条）

(4) 規則への委任（第22条）

3 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日

なお、本条例を施行するために必要な準備行為は条例施行前においても、本条例の例により行うことができる。